

【医療機関の皆様へ】

福島市の麻しん診断後の対応について

- 麻しんの確定診断及びまん延防止には、発生届とPCR検査、**IgM 抗体検査**が重要です。
- 麻しん患者が発生した際、迅速に対応をするために御協力をお願いします。

麻しん(検査診断例、臨床診断例、修飾麻しん)と診断
(必ず **IgM 抗体検査**を医療機関で実施してください)

★検査結果待ちでも**届け出基準**を満たせば保健所へ連絡・発生届提出

直ちに福島市保健所(以下「保健所」)へ電話連絡
TEL : 024-572-3152
(休日は受付が電話を受け、担当へ連絡します)

直ちに「麻しん発生届」を NESID 入力または保健所へ FAX

病院での検体確保をお願いします

PCR検査用の検体採取 (3 検体が基本)
※詳しくは裏面へ
①咽頭拭い液 ②全血 ③尿

★ 検体は冷蔵(4℃)で保存

検体の提出
回収日時、搬送方法は一報を入れた際に保健所と調整

県衛生研究所でウイルス分離及びPCR検査

★ 結果判明

保健所から医療機関へ結果報告

陰性

・患者へ結果説明
・発生届の取下げ
(電話で確認)

陽性

・患者へ結果説明
・保健所調査への協力等

【届け出基準】

- ・麻しん(検査診断例) : 下記3症状(※)全てを認めかつ検査診断されている
 - ・麻しん(臨床診断例) : 下記3症状全てを認める
 - ・修飾麻しん(検査診断例) : 下記3症状のどれかを認め、かつ検査診断されている
- ※3症状 : ①発熱 ②カタル症状(咳嗽・鼻汁・結膜充血など) ③麻しんに特徴的な発疹
(注)コプリック斑は、カタル症状・発疹には含まれません

【保健所への報告事項】

- ・診断名、患者の氏名、年齢、性別、住所、連絡先等の個人情報、症状、経過、渡航歴、麻しん・風しん患者との接触歴、予防接種歴、既往歴等
- ・検査実施状況(IgM 抗体価、検査結果判明予定日等)

【医療機関から患者(保護者等)への説明】

- ① 感染症法に基づいて、保健所へ発生届を提出すること。
- ② 発生届に基づき、保健所が患者や所属先の調査を行うことがあること。
- ③ 確定診断のために検体の確保を行い、PCR検査、**IgM 抗体検査**が必要なこと。
- ④ 感染可能期間は外出等自粛すること。
(公共交通機関の利用も控える)

【その他】

IgM 抗体検査が判明しましたら、保健所へご連絡ください。

PCR 検査の検体を採取する際の注意事項

1.留意事項

(1)咽頭拭い液

- ・採取した綿棒を VTM に浸し、綿棒を VTM 中でよく振とうして、できる限り浮遊させた後、綿棒を壁に押し付けてから取り出し密栓してください。
- ・検体を保存する際には、**全てビニールテープでシールして完全に密封**してください。

(2)血液

- ・抗凝固剤(EDTA 入り)採血管に全血を**2ml 以上**採取してください。
- ※ヘパリン入りや血清分離剤入りの採血管は使用しないでください。

～お願い～

麻しん・風しんの検査診断にあたっては、血清学的診断も重要となります。お手数ですが、貴院から IgM 抗体検査を民間検査機関等に依頼いただき、結果が判明しましたら福島市保健所にご連絡をお願いいたします。

(3)尿

- ・滅菌スピッツ管に**10ml 以上**採取してください。

2.検体の受領について

- ・回収に伺うまで、検体は**冷蔵(4℃)**で保存お願いします。
- ・検体採取ができましたら、福島市保健所へご連絡をお願いします。

3.その他

- ・検査容器等が無い場合には、ご連絡ください。

連絡先
福島市保健所
感染症・疾病対策課 感染症対策係
☎024-572-3152